**「大阪府密集市街地整備方針」**の概要

**大阪府密集市街地整備方針の改定**

・平成24年度に危険密集(地震時等に著しく危険な密集市街地)2,248ヘクタールを抽出

・整備方針(平成26年3月策定、平成30年3月改定)に基づき、令和2年度末までの解消を目標に、府・市・大阪府都市整備推進センター等が連携し、取組みを推進

・目標達成が厳しいことから、今後の密集市街地対策の目標や具体的な取組み等を示すため、整備方針を令和３年３月に改定

**危険密集の解消状況**

・国が示した新たな評価方法に基づき、危険密集の評価範囲をより適切に分割、可能な限りGIS(**G**eographic **I**nformation **S**ystem: 地理情報システム)を用いて延焼危険性をきめ細かく評価すると、令和２年度末時点で1,234ヘクタールが解消、1,014ヘクタールが未解消となる

・令和２年度末の市別の面積

大阪市：当初面積1,333ヘクタールに対し、641ヘクタールが未解消

堺市：当初面積54ヘクタールに対し、18ヘクタールが未解消

豊中市：当初面積246ヘクタールに対し、137ヘクタールが未解消

守口市：当初面積213ヘクタールに対し、0ヘクタールが未解消

門真市：当初面積137ヘクタールに対し、108ヘクタールが未解消

寝屋川市：当初面積216ヘクタールに対し、72ヘクタールが未解消

東大阪市：当初面積49ヘクタールに対し、38ヘクタールが未解消

**今後の密集対策の基本的な方針**

**まちづくりの基本目標と展開の方向性**

大阪の成長を支えるまちづくりをめざし、「災害に強いまちづくり」と「活力と魅力あふれるまちづくり」の両輪で取組みを展開

**危険密集の解消目標**

令和７年度末までに危険密集2,248ヘクタールの９割以上を解消

令和12年度末までに全域を解消

**取組みの３本柱**

**1) まちの防災性の向上**

確実な解消に向け、GISを用いて、延焼危険性を効果的に低減できる箇所を特定し、積極的な用地買収による道路等の重点整備や老朽建築物の重点除却を推進

あわせて、建物の不燃化や、延焼遮断帯・避難路等の整備を推進

**2) 地域防災力のさらなる向上**

切迫する大規模地震に備え、防災活動が円滑に実施されるよう、GISを用いて危険性を見える化するとともに、３つの観点から地域防災力を一層向上させるため、地域への支援を強化

(1)家庭単位で備える

・感震ブレーカーの設置促進

・家具転倒防止器具の設置促進

・住宅用消火器の設置促進

・防災グッズの備え　など

(2)地域単位で備える

・消防水利・消防機器の充実

・防災備蓄倉庫等の整備

・避難場所、避難経路のバリアフリー化

　など

(3)地域防災力の実効性を高める

・地域防災情報の充実

・防災訓練の実施

・防災パトロールの実施

・防災機能の維持管理など

**3) 魅力あるまちづくり**

解消後も見据え、民間主体による安全・安心で魅力あるまちづくりが自律的・持続的に進む環境整備を推進

・住民や民間が魅力と感じるまちの将来像の検討・提示

・道路等の基盤整備及び整備を契機としたまちづくりの推進

・民間主体による建替え等が進む環境の整備

　・狭小・接道不良敷地の解消

　・空家・空地の活用、小規模面整備の推進

　・地籍調査など敷地境界の確定等の推進

　・建築・不動産・法律・金融等の専門家の連携体制の構築 など

・地域ニーズに応じた空地の柔軟な活用によるみどりの創出